



週刊 税のしるべ

第3641号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

- インボイスの取扱いを4問公表 2面
- 為替差益に係る所得巡り地裁判決 3面
- 税務CGの取組状況等を公表 3面
- 日税連が税理士実態調査の報告書 4面

基礎控除の特例を創設で税制改正法案を修正

給与収入850万円相当以下まで恩恵

一部は7、8年分の時限措置

自民、公明、国民民主の3党の税制調査会長による「103万円の壁」問題などへの対応を巡る協議で、公明党が2月21日、自民党が示していた案（自民案、2月24日号2面参照）の修正案（公明案）を提示した。公明案は自民案をベースとしつつ、自民案では給与収入500万円相当以下まで基礎控除を上乗せするとしていた部分を変更し、中間層まで恩恵が及ぶように同850万円相当以下まで上乗せした。公明案に対し、2月26日の会合で自民党は受入れを表明したが、国民民主党は受入れを拒否し、協議は物別れに終わった。ただ、自民、公明は、すでに日本維新の会と教育の無償化等を条件に7年度税制改正法などの年度内成立で合意している。

国民民主との協議は物別れ

26日の協議後、自民党の宮沢洋一税制調査会長は「合意に達しなかったことは大変残念」とした上で、自民、公明の両党のみで公明案に基づき、政府が国会に提出している7年度税制改正法案（政府案）を修正すると述べた。公明案の内容で「基礎控除の特例」の創設

として7年度税制改正法案に盛り込む。ガソリンの暫定税率の廃止については7年度改正での対応を見送る。

暫定税率の廃止7年度は見送り

公明案は政府案に盛り込まれている基礎控除と給与所得控除の最低保障額の各10万円引き上げに追加して、給与収入200万円以下の人に対して所得税の

に限り同10万円上乗せするとしていたが、公明案は同200万円相当以下では30万円上乗せ、同47.5万円相当以上66.5万円相当以下では10万円上乗せ、66.5万円相当以上850万円相当以下では5万円上乗せすることとした。対象となる各所得階層で政府案の内

給与所得者は年調で適用

納税者の8割強が追加の上乗せの対象になるという。37万円の上乗せは恒久的な措置、それ以外の上乗せは7年分および8年分の措置とする方針。給与所得者については年末調整で適用する。減税規模は政府案と公明案を合わせて1兆2000億円を見込む。

休刊のお知らせ
次週3月10日号は休刊とさせていただきます。

収入階層ごとの単身給与所得者一人当たり減税額(所得税)

給与収入	減税額		合計
	政府案	上乗せ (収入) ~200万円:37万円控除 ~475万円:30万円控除 ~665万円:10万円控除 ~850万円:5万円控除	
200万円	0.5万円	1.9万円	2.4万円
300万円	0.5万円	1.5万円	2.0万円
400万円	0.5万円	1.5万円	2.0万円
500万円	1.0万円	1.0万円	2.0万円
600万円	1.0万円	1.0万円	2.0万円
800万円	2.0万円	1.0万円	3.0万円
850~2,545万円	2.0~4.0万円	0.0万円	2.0~4.0万円
2,545万円超	0.0万円	0.0万円	0.0万円

※単身の給与所得者を想定。税額の計算に当たり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案している。

※自民党税制調査会の資料をもとに作成。

他方、自民、公明、国民民主の3党協議とは別に、自民、公明、日本維新の会が行っていた教育の無償化や社会保障改革に向けた3党協議が2月25日にまとまり、7年度予算および7年度税制改正法について所要の修正を行った上で今年度内の早期に成立させることに合意に達した。

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

中津山達一・有賀文宣・吉田行雄・鈴木博・福住豊・糸賀定雄・森高厚胤 共編
▼A5判・1160頁・5170円(税込)

令和7年版 実例問答式 役員と使用人の給与・賞与・退職金の税務

法人企業の人的経費(給与・賞与・退職金・福利厚生費等)の税務上の取扱いについては、468の実例問答により法人税法上のほか所得税法上、消費税法上の取扱いまで各税から多面的に解説。今版の改訂に当たっては、「賃上げ促進税制」の項目を新設。同制度の適用のポイントを簡潔に理解できる20問答を追加。令和6年12月1日現在の法令・通達に基づき解説。

梶野研二 著
▼A5判・710頁・定価4070円(税込)

令和7年版 Q&A 資産税重要実務事例詳解

資産税関係の実務では、特例や優遇制度も多岐にわたるため、限られた時間と資料で誤りのない判断や解釈を的確に事案を処理する必要がある。本書では、Q&A形式により「事例」「回答」「解説」の流れに沿って重要実務事例について詳細に解説。前版(令和2年2月刊)以降の税法及び民法等の関係法令等の改正を踏まえ、最近における資産税分野の新たな問題点を取り込み改訂。

成松洋一 著
▼A5判・360頁・定価3300円(税込)

第4版 Q&A 税務上の評価損の実務事例集

資産の評価損をめぐると税務事例について、何らかの基本的な考え方や基準、拠り所が欲しいという要望に応えて、個別事例を取り上げて具体的に検討し、その検討を通じて、可能な限り一般化、普遍化できるよう解説。前版(令和3年1月刊)以降の改正等並びに、災害関連の評価損をめぐると事例及び消費税法におけるインボイス制度の導入に伴う固定資産の取得価額の算定や評価損の計上に関する消費税法等の処理の事例を追加。

小松誠志 著
▼B5判・350頁・定価3410円(税込)

四訂版 減価償却の実務 重要点解説

最新の制度理解とその実務対応を目的として、最新の減価償却制度の重要論点について要点をまとめ、設例による計算例を用いて経過措置も含めて解説。通常の減価償却制度に加え、少額減価償却資産に関する特例規定やインボイス制度導入に伴う減価償却方式における経理処理について解説し、実務上、必要となる法令・通達情報を取載し、所得税、地方税の取扱いにも言及した実務書。

木山泰嗣 著
▼四六判・260頁・定価2310円(税込)

税法勉強術

シリーズ前作「税法独学術」では実務家となった後に重要となる「批判的思考」を取り上げたが、本作ではそのベースとなる思考、すなわち「標準思考」「税理士試験などの資格試験に合格するための思考」「基本思考」を体得するための独自の学習方法論について語る。異色の税法7セイヤ第5弾!

下請法違反で賃上げ税制は適用不可 構築宣言の掲載が取りやめに

政府が2月21日に開催した第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議で、経済産業省は同月28日に施行

予定のパートナーシップ構築宣言の公表要領案を示し、新たに下請法の勧告や独占禁止法の排除措置命令を受け

たときなどは、同宣言の掲載を取りやめることを明らかにした。同宣言を宣言・公表した企業には各種のイ

今のご顧問報酬は適正額ですか?

タイムチャージ

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)

SOUCHI 創知株式会社

www.souchi.jp

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL 03-3829-4141代 FAX 03-3829-4001

一国税務速報メール(電子版)への電子版、アクセスは

次のアドレスで: <https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

インボイスの取扱い、新たに4問公表

記載事項をHPに掲載する場合など

国税庁は2月25日、「インボイスの取扱いに関する質問」を公表した。インボイスコールセンター等への問合せが多い質問などについて、事業者が新たに示すべき事項を整理し、集約したものとしている。同様の問答はこれまで、「多く寄せられるご質問」などに掲載されており、これらは順次、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」、いわゆるインボイスQ&Aに取り込まれている。

今回掲載されたのは ④は、交付する領収書に満たすことは可能かと問うもの。回答は以下のとおり。

④は、交付する領収書に満たすことは可能かと問うもの。回答は以下のとおり。

インボイスは、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、書類相互(書類と電磁的記録)の関連が明確であり、インボイスの交付対象となる取引を正確に認識できる方法で交付されている場合は、複数の書類や、書類と電磁的記録の全体

防災等投資促進税制を2年延長

サーモグラフィ装置を除外

令和7年度税制改正では、中小企業防災・減災投資促進税制(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)について、対象設備から感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置を除外した上で、適用期限を8年度末まで2年延長すると

同税制における対象設備の取得等は、事業継続力強化計画の認定を受けた日から1年以内となる。5年度税制改正により、年度税制改正による特別償却措置となる特別償却については、7年4月1日以降に対象設備を取得等する場合は16%(同日前は18%)と

計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること、③税制措置は、特別償却16%、④対象設備は、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する設備(例えば、自家発電設備、浄水装置、耐震・制震・免震装置等)となっている。

中小企業庁の税制改

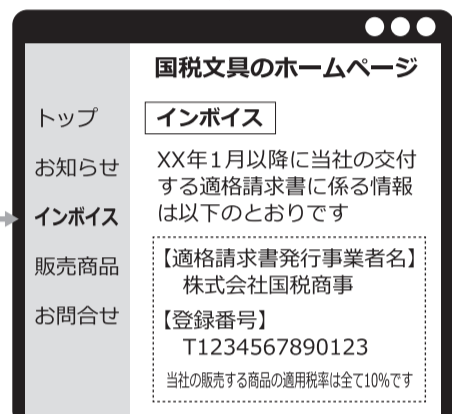
領収書(書面で交付)

領収書	
XX年2月1日	
ボールペン	330
ボールペンカエシ	110
小計	440
お預り	440
おつり	0

インボイスの記載事項はこちらをご覧ください
http://~~~~

※ 国税庁の資料をもとに作成

ホームページ



により、インボイスの記載事項を満たすこと

また、インボイスの記載事項に係る電磁的記録の提供は、インターネット上のサイトを通じた方法も可能とされているが、基本的に取引に応じて交付した領収書等とは関係なく、インボイスの記載事項の一部を自社のホームページに掲載しておくだけでは、当該領収書等と電磁的記録の相互の関連が明確とはいえない。

ただし、質問のように、領収書等にインターネット上のページに係るURLを表示しておき、当該URLにアクセスすることでインボイスの記載事項として不足する事項が補完されるのであれば、相互の関連が明確であるものとして、双方の記載を合わせてインボイスの記載事項を満たすこととして差し支えない。

なお、当該領収書等を受け取った事業者においては、仕入税額控除の適用を受けるため、貴社のホームページの該当箇所を電磁的記録により(または書面に整然とした形式及び明瞭な状態で出力

正要望によると、中小企業等強靱化法の施行となる令和元年度7月以降、6年3月末までに約6万7000者の事業継続力強化計画を認定しており、同税制の適用件数は、2年度が26者、3年度が20者、4年度が15社となっている。なお、7年度の適用見込みは58者、8年度は180者となっている。

イン減税及び新築住宅に係る固定資産税の減額措置等について、効果検証案を議論したほか、新たにリフォーム促進税制及び空き家の譲渡所得3000万円特別控除について効果検証案が示された。今後は、ワーキンググループを個別に随時開催するとしており、6月16日に開催を予定している第4回会合で中間とりまとめを行うとしている。

事項の一部を自社のホームページに掲載しておくだけでは、当該領収書等と電磁的記録の相互の関連が明確とはいえない。

ただし、質問のように、領収書等にインターネット上のページに係るURLを表示しておき、当該URLにアクセスすることでインボイスの記載事項として不足する事項が補完されるのであれば、相互の関連が明確であるものとして、双方の記載を合わせてインボイスの記載事項を満たすこととして差し支えない。

なお、当該領収書等を受け取った事業者においては、仕入税額控除の適用を受けるため、貴社のホームページの該当箇所を電磁的記録により(または書面に整然とした形式及び明瞭な状態で出力

信頼と確かな技術の総合建設業!!

ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

北国津軽が育んだ、手造りのお酒

豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

33

我が国の防衛費は、長い間、「GNPの1%」枠がはめられ、それが、憲法9条が宣言する平和国家の象徴であるかのように考えられてきた。しかし、近年、ロシアのウクライナ侵略、イスラエル問題、中国の南シナ海侵出、北朝鮮は凝りもせず火遊びを続ける――等々、国際的な軍事問題が多発している。

このような軍事問題は、我が国でも、長い間、北方領土は取られ放しであるし、竹島問題も然りであり、最近では、尖閣諸島には毎日のように中国軍船が押し寄せてきており無縁ではない。それでも、我が国の政治家は、見て見ぬ振りして、国会では103万円と政治資金問題に明け暮れている。

しかし、国際的な圧力もあって、与党の「令和5年度税制改正大綱」において、「第一 令和5年度税制改正の基本的な考え方」の最後のテーマ「6 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」において、「わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳入・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。」こととした。

その骨子は、法人税額に税率4.5%の付加税を課し、所得税額に対し税率1%の付加税を課し、たばこ税を一本3円の引上げを行うこととし、このような措置を令和6年以降の適切な時期に施行する、というものであった。

しかし、「令和6年度税制改正大綱」では、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱に則って取り組む。△略▽令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する

法律の附則において明らかにするものとする。」として、体のいい先送りにした。

かくして、「令和7年度税制改正大綱」では、「わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性により検討した結果、以下の措置等を講ずる。」とした。具体的には、次のとおりである。

① 法人税 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税を課す。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

② 所得税 所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。

③ たばこ税 加熱式たばこについて、紙巻たばここと間の税負担差を解消する課税方式の適正化を行った上で、国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げる。

前記について必要な法制上の措置は、令和7年度税制改正法と一体として措置する。以上が、「令和7年度税制改正大綱」における「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」である。しかし、この程度の措置で、冒頭述べた国際軍事情勢やすでに自衛隊員の確保すらままならなくなっている我が国の軍事情勢に対処できるのか、と考えると寒心に堪えないところがある。

しかし、国会では、このような防衛問題が議論の対象になることはほとんどなく、専ら、政治資金問題と103万円問題に明け暮れている。これが、選良(選ばれた優れた人物)と称される政治家の実態なのかと思うと、いささか寒心に堪えないところがある。もっとも、それは、国民のレベルを反映しているのであらうが、税金の原点(歴史)が「国を守る」ことにあったことを国民自身再確認する必要があると考えられる。

防衛増税

令和7年度税制改正大綱を読む

■編集部 編

9

資産課税

【事業承継税制の特例(個人版・法人版)の適用要件の見直し】

令和7年度税制改正における資産課税関係の改正では、まず、事業承継税制の特例(個人版・法人版)の適用要件の見直しがある。具体的には、①個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件については、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこととし、②非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件については、贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。つまり、従来は「贈与の日まで引き続き3年以上」だった役員就任要件等を事実上撤廃する。

7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

これにより、例えば②の法人版であれば、これまで6年12月までに役員に就任する必要があったものが、8年3月末までに特例承継計画を申請し、特例措置の期限である9年12月末までの贈与直前に役員に就任していれば、特例措置を受けることができることになる。

ただし、与党の税制改正大綱の「基本的考え方」では、この

役員就任要件等を事実上撤廃 事業承継税制の特例 適用期限の延長はなし

特例措置は「中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない」としつつ、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討するとしている。

【相続税の物納要件等の見直し】

相続税の物納制度における物納許可限度額等については、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行うこととしている。これは、6年度大綱において、いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をより的確に勘案した物納制度となるよう、延納制度を含め、物納許可限度額の許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得るとの検討事項の記載を受けたもので、7年度大綱の「基本的考え方」では、物納許可限度額等の計算方法について、納税者の支払能力を的確に勘案した物納制度となるよう見直しを行い、あわせて、同制度や今般の見直しについて納税者への丁寧な説明を行うとともに、物納申請等への適切な対応を行うこととしている。

【結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度の延長等】

その他、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長すること、相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長することなどを盛り込んでいる。

MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へ
ライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA
豊島株式会社
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市中千代区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

かるガル
ファクタリング

セイノーグループだからできる
輸送コースもご用意!

カンガルー便
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

2%~4%

SEING **西濃運輸**

裁決事例集

230

裁決のポイント

マンションの管理規約に基づき支払った修繕積立基金を不動産所得の金額の計算上必要経費に算入も、修繕工事等があったとは認められないなどとして、修繕積立基金の必要経費算入が認められなかった事例。

不動産貸付業を営む請求人が、マンションの管理規約に基づき支払った修繕積立基金を不動産所得の金額の計算上必要経費に算入して所得税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、修繕積立基金は、実際に修繕等の費用の額に充てられておらず、具体的な給付をすべき原因となる事実は発生していないから、必要経費に算入されないとして所得税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人の主張を退ける判断をした(令和5年10月27日付、非公開裁決)。

事案の概要

請求人は、会社役員であって、不動産貸付業を営んでいる。
請求人は、令和元年9月24日、Aとの間で、新築の本件マンション〇〇(本件物件)を買収する旨の売買契約を締結した。なお、請求人は、本件物件の最初の区分所有者である。

請求人は、元年9月27日、本件物件の購入に係る残代金と共に諸費用予定金額として110万円を支払い、このうち〇〇が修繕積立基金(本件修繕積立基金)として、同年10月21日に精算された。

請求人は、元年10月7日、請求人が代表取締役であるXとの間で、同日1日から1年間、本件物件を貸し付ける旨の賃貸借契約を締結した。

編集部編

一括して支払う修繕積立基金のような支出は修繕積立金と同様とは解されない

本件マンションの管理に当たっては、本件マンションの管理組合(本件管理組合)と区分所有者との間で管理規約(本件管理規約)が定められている。

本件マンションにおいては、各部屋の専有面積に同じ、修繕積立金の月額は1平方メートル当たり約130円、修繕積立基金は1平方メートル当たり1万円を設定されており、本件物件の修繕積立金は月額9400円、また、修繕積立基金は〇〇と定められている。

本件管理組合の平成30年6月23日から元年5月31日までおよび同年6月1日から2年5月31日までの各期間における決算報告において、修繕積立金を取り崩された旨の記載はない。

国税庁ホームページに質疑応答事例として掲載されている「賃貸の用に供するマンションの修繕積立金の取扱い」(本件質疑応答事例)には要旨、次のとおり記載がある。

「修繕積立金は、原則として、実際に修繕等が行われ、その費用の額に充てられた部分の金額について、その修繕等が完了した日の属する年分の必要経費となるが、その支払が、マンション標準管理規約に沿った適正な管理規約に従っているほか、①区分所有者となった者は、管理組合に対して修繕積立金の支払義務を負うこととなること、②管理組合は、支払を受けた修繕積立金について、区分所有者への返還義務を有しないこと、③修繕積立金は、将来の修繕等のためにのみ使用され、他へ流用されるものでないこと、④修繕積立金の額は、長期修繕計画に基づき各区分所有者の共有持分に応じて、合理的な方法により算出されていること、以上の事実関係の下で行われている場合には、その支払期日の属する年分の必要経費に算入して差し支えない」

請求人は「元年分の所得税等について、本件修繕積立基金の全額を必要経費に算入した上、法定申告期限までに申告した。争点は、本件修繕積立基金について、元年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はあるか否か。

請求人の主張

本件マンションについて、その取得時一括で支払った本件修繕積立基金は、国税庁の質疑応答事例「賃貸の用に供するマンションの修繕積立金の取扱い」に定められた要件を満たしており、その支払時にその全額を必要経費に算入すべきである。

審判所の判断

本件修繕積立基金は、「本件管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金および専有部分の最初の区分所有者が一括して納入する修繕積立基金を積み立て、修繕積立基金は修繕積立金に充当することなどを定めた本件管理規約の内容等からすれば、将来予想される修繕工事に関する費用として、本件各専有部分が最初に取得された時に一括して支払われるものである。

本件質疑応答事例において、一定の事実関係の下で行われる「修繕積立金」の支払をその支払期日の属する年分の必要経費に算入しても差し支えないとされているのは、飽くまでも、将来予想される修繕工事に関する費用を長期間にわたって計画的に積み立てていくための支出であることを前提とするもので、さらにその支出を一括して支払う本件修繕積立基金のような支出でも同様の取扱いをすべきことを定めたものとは解されない。

本件修繕積立基金について必要経費に算入すべき金額があるかどうかは、所得税基本通達37-2(必要経費に算入すべき費用の債務確定の判定)の定めにより判断するが、本件修繕積立基金は修繕積立金に充当されるも、元年中において本件マンションの修繕積立金は取り崩されず、元年中に修繕工事等があったとは認められないことから、本件修繕積立基金は通達に定める「債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること」の要件を満たさない。元年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はない。

注目の二冊

Q&A
資産税重要実務事例詳解
(令和7年版)

梶野 研二 著

個人が納税義務者となる資産税では、実際の申告の段階に至って初めて税負担に驚くようなことも珍しくない。また、納税者から相談を受ける税理士は、納税者の説明内容を税法を適用するための要件事実を翻訳していく作業が求められる。

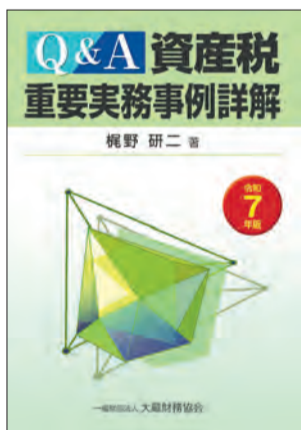
本書は、そうした納税者からの相談に對して、実務家として、どのように税法への当てはめを行い、課税関係を整理していくべきなのかの観点で、「事例」に対する「回答」に加え、「解説」において「事例」から「回答」に至る過程等を丁寧に説明。

前年版(令和2年刊)以降の税法及び民法等の関係法令等の改正を踏まえ、最近における資産税分野の新たな問題点をも取り込み、全面的な見直しを図った新訂版。

約160の項目で構成。
全国の資産税に関わる税理士、税務職員をはじめ納税者に至るまで必読の一冊。

A5判、690ページ。定価4070円(税込込み)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

なみを超えろ



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

中小企業が知っておくべき 直近の労働関係法令改正のポイント

■弁護士 毛塚 衛



育児・介護休業法の改正①

1 育児介護休業法の目的
育児介護休業法は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護を行いやすくするため所定労働時間等に関し会社が講ずべき措置を定めるほか、育児又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、このような労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとしています。

2 育児休業
育児休業は、育児介護休業法における基本的な制度です。労働者は会社に申し出ることで、子どもが1歳に達するまでの間、育児休業をすることができます。

3 介護休業
労働者は、会社に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに、通算93日を上限として3回まで分割して介護休業を取得することができる。

4 子の看護休暇
小学校就学前の子どもを養育する労働者は、会社に申し出ることにより、1年度に5日(子どもが2人以上の場合には10日)まで、

5 介護休暇
要介護状態にある対象家族の介護をする労働者は、事業主に申し出ることによって、1年度において5日を限度として介護休暇を取得することができます。

6 育児・介護休業法の改正の趣旨
育児・介護休業法は平成3年に制定されて以降、社会情勢の変化により改正を重ねてきました。この度の改正は、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の措置を講ずることをその趣旨としています。

7 育児・介護休業法の改正の概要
改正の概要は大きく分けて、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の3点です。具体的な改正点については次回以降2回にわたって解説をしていきます。

子の年齢に応じた柔軟な働き方などを実現へ

男女ともに仕事と育児・介護の両立できるよう

なお、子どもが保育所に入所できない等の一定の要件を満たす場合には、最長で子が2歳に達するまでの延長が可能とされています。

3 介護休業
労働者は、会社に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに、通算93日を上限として3回まで分割して介護休業を取得することができる。

4 子の看護休暇
小学校就学前の子どもを養育する労働者は、会社に申し出ることにより、1年度に5日(子どもが2人以上の場合には10日)まで、

5 介護休暇
要介護状態にある対象家族の介護をする労働者は、事業主に申し出ることによって、1年度において5日を限度として介護休暇を取得することができます。

6 育児・介護休業法の改正の趣旨
育児・介護休業法は平成3年に制定されて以降、社会情勢の変化により改正を重ねてきました。この度の改正は、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の措置を講ずることをその趣旨としています。

7 育児・介護休業法の改正の概要
改正の概要は大きく分けて、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の3点です。具体的な改正点については次回以降2回にわたって解説をしていきます。

老後のための資産形成

イデコを始める前に知っておきたいこと



■編集部編 2

イデコは、自身で拠出した掛金を、自身で運用し、資産を形成する年金制度です。60歳以降に老齢給付金として受け取ることができ、基本的には、20歳以上65歳未満(令和7年度税制改正大綱では70歳まで延長する方針が示されている)の公的年金の被保険者が加入できます。多くの国民に、より豊かな老後の生活を送ってもらう資産形成方法の一つとして位置づけられています。

【イデコのメリット】
イデコの最大のメリットと考えられているのは、税制優遇です。まず、①拠出時には支払

最大のメリットは税制上の優遇

受取り方は9割弱が「一時金」を選択

れた掛金の全額が所得控除の対象になります。これにより、所得税、住民税を軽減できます。②運用段階では年金資産を運用して得た収益は全額非課税となります。そして、③受取時は一時金で受け取る場合は税制上有利な退職所得として取り扱われ、年金で受け取る場合は雑所得となりますが、公的年金等控除が適用されます。

①の入口、②の中途までは課税されませんが、③の出口段階で課税されることになるので、NISA(少額投資非課税制度)とは異なり、課税が繰り延べられていることとなります。

①の拠出時は所得控除なので、所得が多く、課される所得税の税率が高い人の方が税負担の軽減効果が大きくなります。専業主婦(夫)も加入できますが、加入者本人の所得からしか控除することができない(配偶者の所得からは控除できない)ので、所得がない人には拠出時の効果は見込めません。

②の運用時は、運用で得た利益が非課税とな

るので、運用益(預金の利息や投資信託の配分)をそのまま再投資でき、高い複利効果が見込めます。ただ、イデコへの新規加入時や企業型確定拠出年金からの資金の移管などに2829円の手数料がかかります。加えて、拠出時の手数料や運用する商品に応じた信託報酬等もかかります。

運用益がこうした各種手数料等の額を下回るだけで、元本割れをするリスクがあります。

③の受取時に関して、老齢給付金は年金として定期的、一時金として一括して、またはこれらの併用の3パターンから選んで受け取ることができ、受取り方は老齢給付金の請求の際に決めます。

5年12月11日に開催された社会保障審議会年金部会等で示された資料によると、イデコの受取り方は88%が一時金で、年金が10%、併用が2%となっており、ほとんどの人が一時金での受給を選択しているようです。



太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、国税の令和4年度におけるクレジットカード納付の利用件数になります。

答え = 万件

ナンプレの予想難易度：9

				5		3	1
6		3		2			
3		9	4		A	6	
9			6			3	
		8				4	
	B	2		9			8
7			8	6		2	
			2	1		9	
1	2	7					

応募方法
正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp
当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 3月9日(日)

前回の答え 万件

豊かな経験、確かな技術。

DAICHI
DAICHI ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.

大電工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201
https://www.shinkin.co.jp/ichii/

広島局

プロ野球・広島東洋カープの森浦大輔投手(写真右)と黒原拓未投手(写真左)はこのほど、広島市南区のマツダスタジアムでスマートフォンによる確定申告書の作成体験を行った。

確定申告期を迎えるに当たり、広島国税局がe-Taxの利用をPRしようとして実施した。

両投手は、国税庁LINE公式アカウントから確定申告書の作成を開始。給与所得の源泉徴収票のデータなどが自動入力されるマイナポータル連携を体験した。



プロ野球選手やアイドルがスマホ申告をPR

森浦投手は「思ったよりも早くできたので、とても便利だと思いました」、黒原投手は「場所を問わずに自宅でもそうずし、どこでもできることが自分には一番良いというか便利だと思えました」と感想を語り、スマホ申告の利用を呼び掛けた。

神田署

東京・神田税務署(渡部淳署長)はこのほど、アイドルグループ「I LOVE(イコルラブ)」の大谷映美里さん(写真左から2人目、大場花菜さん(写真右から2人目、音嶋莉沙さん(写真右))によるスマホを使ったe-Tax体験イベントを行った。



同イベントの参加が5回目の大谷さんは、「確定申告は、もうプロになった気分です。メンバーもどんどんe-Taxができるようになっていて、我が子を見守るような気分。e-Taxが年々便利になって、身近なところで広がって嬉しい」と鷹揚に語り、大場さんと音嶋さんは、「毎年確定申告しているんですけど、書類の整理など、準備が大変。でも、e-Taxを使えば一人でもできる(大場さん)」、「不器用な私でも、難しい操作もなく、案内どおりに進めていくと、すごくスムーズにできました(音嶋さん)」と笑顔で感想を話していた。

上尾署

また、3人が出演しているPR動画「確定申告はマイナポータル連携で!」もお披露目した。



第1部では、同局の阿部俊夫調査第三部長が「国税局の仕事(大規模法人調査等を中心として)」と「大規模法人に対する税務コンプライアンスの維持・向上策と租税回避への対応」と題して講演した。

7年度税制改正の講演会

納税協会連合会が開催

公益財団法人納税協会連合会(本荘武宏会長)はこのほど、ホテル阪急インターナショナルで、「令和7年度税制改正の講演会」を開催した。



当日は、中島格志大(阪国税局総務部長)をはじめ局幹部らの来賓と納税協会の役員約400人が出席する中、はじめに本荘会長が主催者を代表してあいさつ。

引き続き、財務省大臣官房審議官(主税局担当)の田原芳幸氏が、「令和7年度税制改正について」のテーマで、基本的な考え方を紹介し、いわゆる「年収の壁」の概要とポイント、老後に向けた資産形成の支援、子育て支援税制、外国人旅行者向け免税制度の見直しなどについて分かりやすく解説した。写真。

局調査部所管法人セミナーを開催

東法連 一般社団法人東京法

第2部では、調査第一課調査課の馬場毅情報技術専門官が「電子帳簿保存法の実務について」と題して、谷税務署の横山幸生署長、来賓として、東京

キャッシュレス納付の研修会

雪谷納連 組合連合会(伊藤隆正会長)はこのほど、大田区領町集会所で金融機関向けキャッシュレス納付研修会を開催した。写真。

この事業は19年前から、また、書き損じ葉書は「ユネスコ・世界寺子屋運動」に協力している。途上国では葉書11枚で子供1人がひと月学校へ通えるとの事で、カレンダー事業と合わせて年賀状の書き損じ等を募集、寄贈している。

5年度に不登校児童生徒を対象に多様な学びの場の提供等を目指し、メタバース(仮想空間)上に「メタサポキャンパス」を開設。その一環として、月1回程度、現地からの生配信などの様々なオンライン配信を行っている。

当日は、同県内の児童・生徒や三重県・岡山県の教育関係者を含めた41人が参加。チャットを利用し、クイズに回答したり、質問を行い税について楽しく学習した。

80周年記念式典

阿倍野納税協会

大阪・公益社団法人阿倍野納税協会(廣瀬恭子会長)はこのほど、創立80周年を迎え、都心タイ大阪天王寺にて記念式典を開催した。



式典に先立ち、税理士・上西左大信氏が「業務の電子化の今と未来」と題する記念講演を行い、税務のデジタル化の現状と今後の展望について語った。

式典では廣瀬会長のあいさつに続き、納税協会連合会からの感謝状が同協会に贈呈されるとともに、高松啓二前会長へ感謝状が贈られた。崎田美和阿倍野税務署長からの祝辞も述べられ、長年の活動が称えられた。また、意見交換会では鏡開きが

行った。参加者は一様にメモを取り、熱心に聴講し、質疑応答をしていた。

また、同日の15日には同会職員向けに、同署の比嘉優也資産課税第2部門国税調査官が「取用や交換など分離課税についての研修」写真、16日には川本かさね個人課税第1部門記帳指導推進官が所得税と消費税の違いややす

決算説明会開く

板橋青申会

東京・公益社団法人板橋青申会(大戸孝宏会長)は1月15、16日の両日、板橋税務署(黒子雅則署長)、東京税理士会板橋支部(鈴木玲支部長)、板橋青申会税理士部会(佐藤正弘部会長)の協力のもと、区民向けの決算説明会を行った。

当日は安井教雄税理士と佐藤昭博税理士が講師となり事業と不動産業を分けて決算の基本から注意点を説明を行った。

また、同日の15日には同会職員向けに、同署の比嘉優也資産課税第2部門国税調査官が「取用や交換など分離課税についての研修」写真、16日には川本かさね個人課税第1部門記帳指導推進官が所得税と消費税の違いややす

内するための研修。国税・地方税(都税・区税)ではスマホ操作や初期登録方法が異なるため、納税者が混乱しないよう銀行員が税種別・初期登録の有無・スマホの操作等、分かりやすく説明することで、よりスムーズにキャッシュレス納付につなげる効果が期待されている。

この事業は19年前から、また、書き損じ葉書は「ユネスコ・世界寺子屋運動」に協力している。途上国では葉書11枚で子供1人がひと月学校へ通えるとの事で、カレンダー事業と合わせて年賀状の書き損じ等を募集、寄贈している。



また、書き損じ葉書は「ユネスコ・世界寺子屋運動」に協力している。途上国では葉書11枚で子供1人がひと月学校へ通えるとの事で、カレンダー事業と合わせて年賀状の書き損じ等を募集、寄贈している。

また、書き損じ葉書は「ユネスコ・世界寺子屋運動」に協力している。途上国では葉書11枚で子供1人がひと月学校へ通えるとの事で、カレンダー事業と合わせて年賀状の書き損じ等を募集、寄贈している。

また、書き損じ葉書は「ユネスコ・世界寺子屋運動」に協力している。途上国では葉書11枚で子供1人がひと月学校へ通えるとの事で、カレンダー事業と合わせて年賀状の書き損じ等を募集、寄贈している。